

第三者評価事業の実施要領

特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン

1. 評価の実施方法

(1) 評価の手法

書面調査及び訪問調査によって評価を行なう。利用者の意向を把握する事の重要性を鑑み、第三者評価と併せて利用者調査を実施する。

(2) 評価基準

評価基準は、「大阪府福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に定める全ての評価項目を含む。

なお独自に評価項目を定める場合は、福祉サービス第三者評価事業の趣旨を遵守する。

(3) 事前説明

事業所へ事前に訪問し、評価方法の説明を行なう。

(4) 評価調査者

一件の第三者評価について、二人以上（組織運営管理業務に3年以上の経験を有している者と、福祉・医療・保健分野の有資格者もしくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者）の評価調査者が一貫してあたる。

(5) 事前調査

事前に事業者から事業所の概要書・各種マニュアル・事業計画書等基礎的資料を提出して頂き、事前点検を行なうとともに、事前に第三者評価チェックリストに基づき経営者層・職員それぞれ自己評価をして頂き、それについても十分な検討を行う。

(6) 訪問調査

- ①オリエンテーション
- ②準備文章の確認
- ③施設見学
- ④検食・食事状況見学
- ⑤事業者へのヒアリング
- ⑥利用者へのヒアリング
- ⑦意見交換
- ⑧調査報告書作成

2. 評価決定の方法

(1) 評価結果のとりまとめ

第三者評価の公正及び中立性を確保するため、当該評価に従事する評価調査者を含む評価調査者の合議によって、評価結果をとりまとめる。

(2) プライバシーの保護

評価結果のとりまとめに際しては、プライバシーの保護等に関する配慮を行なう。

(3) 事業所コメントの確認

評価結果について事業者と調整、確認を行なう。

3. 評価結果の公表方法

(1) 事業所に対する報告及び同意の確認

評価の結果について、事業所に報告し同意を得て、「大阪府福祉サービス第三者評価結果公表要領」に基づき、公表するものとする。

(2) 大阪府に対する報告

評価結果のうち「大阪府福祉サービス第三者評価結果公表要領」に定める事項及び評価の実施状況を把握するために必要と認められる事項について、評価終了後速やかに大阪府に報告する。

(3) 公表

評価結果の内容を大阪府が公表することに同意する。ただし評価結果の公表に、事業者の同意がない場合には、その旨を報告する。